

令和 3 年

第 1 回 通常 総会 会議 録

開催日：令和 3 年 2 月 25 日（木）

会 場：マリnpレスかごしま マリンホール

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

議 長  
(指宿市長)

豊 野 根 男



議 員  
(徳之島町長)

高 岡 秀 規



議 員  
(南大隅町長)

森 田 俊 彦



## 1. 開催日時

令和3年2月25日 午後1時30分～2時52分

## 2. 開催場所

マリンパレスかごしま（マリンホール）

## 3. 出席者・議長等

総会議員定数 : 46人  
出席者数 : 29人（内訳：本人出席11人、代理出席13人、委任状出席5人）  
議長 : 豊留悦男（理事長）  
議事録署名者 : 豊留悦男理事長（指宿市長）、森田俊彦議員（南大隅町長）  
高岡秀規議員（徳之島町長）

## 4. 議 事

### 【報告事項】

報告第1号 令和2年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について  
報告第2号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について  
報告第3号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

### 【議決事項】

議案第1号 手数料規程の一部改正について  
議案第2号 令和2年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について  
議案第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5回）について  
議案第4号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について  
議案第5号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について  
議案第6号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について  
議案第7号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

議案第 8 号	財産の処分（令和 2 年度）について
議案第 9 号	令和 3 年度事業計画（案）について
議案第 10 号	一時借入金について
議案第 11 号	令和 3 年度一般会計歳入歳出予算について
議案第 12 号	令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
議案第 13 号	令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第 14 号	令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
議案第 15 号	令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 16 号	令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第 17 号	令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
議案第 18 号	財産の処分（令和 3 年度）について
議案第 19 号	役員の補欠選出について

## 5. 議事の経過の要領及びその結果

### （１）開 会

○南 総務課長補佐 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の南でございます。よろしくお願いいたします。

本総会ですが、総会議員定数は46人でございます。ただいまの出席者数につきましては23人でございます。また、5人の方から委任状の提出がございましたので、合計28人となります。

定数の半分以上に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをここに御報告いたします。

（田畑議員（いちき串木野市長）議長選任前に遅れて出席のため、出席者24人、委任状5人、合計29人となる）

それでは、ただいまから令和3年第1回通常総会を開会いたします。

### （２）理事長あいさつ

○南 総務課長補佐 初めに本会の豊留理事長が挨拶を申し上げます。

[理事長豊留悦男君登壇]

○豊留理事長 皆さんこんにちは。理事長を仰せつかっております指宿市長の豊留でございます。

本日は大変多用な中に、そしてまた新型コロナウイルス感染症が心配される中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして特別な御支援御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本格的な少子高齢化と人口減少が進む中で、国においては全ての世代が安心感と納得感の得られる全世代型社会保障制度への転換を目指し、これを将来の世代にしっかりと伝えるべく様々な改革を進めているところであります。

本会におきましては、令和3年度から5年度の事業に係る具体的な方針を定めるために、各保険者の国保主管課長等で構成された業務研究委員会の御意見もいただきながら、経営計画を作成したところでございます。

本日は専決処分された報告事項、そして規程等の改正、令和2年度補正予算、令和3年度事業計画案・予算案等について御審議をいただくことになっております。

どうかよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども開会のあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

### (3) 前回の総会以降の主な出来事

○南 総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に前回の総会以降の主な出来事について、久木田常務理事より御説明申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 皆さんこんにちは。本当にお忙しい中、コロナの関係で心配もされる中、御出席をいただきましてありがとうございます。

前回、昨年7月の総会以降の主な出来事について資料を取りまとめてございます。しばらく時間をいただきまして、6項目ほど御報告、お話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

資料を開けていただきまして、毎年11月上旬に開催させていただいておりますが、国保トップセミナーの開催という資料になっております。昨年11月5日にここマリンパレスかごしまで開催させていただきました。多くの市町村長さんをはじめ国保運営協議会長さん等に出席をいただいたところです。

例年、その時々状況に応じまして国保関係の理解を深めていただき、市町村の国保事業の円滑かつ健全な推進を図る参考にしていただきますよう、テーマや講師を工夫しながら開催をさせていただいているところでございます。

昨年については「国保と国保連合会をめぐる諸情勢」ということで、国保中央会の原理事長、「先制医療～予防に勝る治療なし～」ということで鹿児島大学の心臓血管・高血圧内科の大石先生に講演等をいただいたところでございます。

また、来年度も開催を予定しておりますので、ぜひとも参加をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の2ページですが、例年11月上旬のころに国保制度改善強化全国大会ということで全国の国保関係者が集まりまして、国保の財政基盤強化のための公費投入確保を確実に実施する

など10項目の決議をいたします。その後、関係省庁や国に要請活動をしておるところでございます。昨年についてはコロナの関係もありまして会場を広く取ってといたしますか、人数はあまりたくさん参加できない状況の中で開催されたところでございます。

今年の状況はどうなるか予断を許さないところでもございますが、内容としてはその時々に応じて、また強く国に要請する必要がある状況になろうかと思っております。そういうときにはまた参加をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

4ページ目になりますが、新型コロナウイルス感染症への対応状況ということで、本会の対応状況につきまして4項目ほど整理をさせていただいております。

まず最初に、昨年6月に実施しました診療報酬の概算前払いについてでございます。これは御報告等も差し上げておりますので、あともって資料を見ていただければと思います。

5ページ目になりますが、2項目め、新型コロナウイルスの緊急包括支援事業への対応につきまして、今現在まだ対応中になっておりますが新型コロナウイルスの関係で医療、介護、障害福祉サービスのそれぞれの従事者の方々に対する慰労金を支給する事業、医療機関、介護や障害福祉サービス事業所等に対する感染拡大防止に対する支援を行う事業という2本立てでございます。

対応状況につきましては6ページに資料が添付してございますが、9月から受付を開始いたしまして、これは途中経過の資料になっておりますけれども、10月以降12月までの状況で申し上げますと、大体102億円の支払いを行っている状況になっております。取扱注意と記載させていただいておりますが、県でもこの状況について詳しくはまだ発表されていないということで、連合会で取りまとめた数字になっておりますので取扱いについては配慮いただければと思っております。

12月時点の状況ですけれども、慰労金の申請状況でいいますと医療分が75%というふうな申請率、交付率、支払い状況になっているところでございます。

7ページになりますが、今いろいろ話題になっているものでございますけれども、ワクチン接種に向けた対応についてということで、令和2・3年度の対応ということで、今現在、連合会としましても準備を進めております。

連合会が関係している部分について若干説明をさせていただきますと、8ページ目でございますが、記載している3つ目の枠で囲ってあります接種場所の原則と例外と書いてあるところで、原則、居住地の市町村で接種を受けることとすると、ただし、やむを得ない事情がある場合には居住地以外の市町村で接種を受けることができるということで、やむを得ない事情には長期の入院ですとか、里帰り出産ですとか、遠隔地にいる学生ということが想定されておりますが、この方々に対する支払いにつきまして9ページ目になりますけれども、一番下の枠囲いのところですが、費用の請求・支払いについて、住民が住所地外の実施機関で接種を受けた場合、市町村の費用の請求・支払い事務を国保連合会で代行するということで、連合会が支払い等についての業務を担うという整理がなされているところでございます。

この辺の関係につきましては、当初、住所地外のところを全部というふうなお話もあった

んですけれども、その後、複数市町村が共同で接種体制を構築した場合については、当該市町村間の請求は被接種者が住所地内の市町村において接種等を受けた場合と同様に取り扱うという取扱いも加えられているところでございます。連合会で担う支払い部分については、その分は若干少なくなっていくのかなと考えているところです。

ワクチンの接種の話につきましては、首長さん方は本当に情報が少ない中で対応に苦慮されているというお話を先日もちよっと伺いましたところでございます。連合会としても何とかお力になれる部分があればということも考えて、いろいろと御意見ですとか状況の把握に努めているところであります。

本会の対応等についての状況ですが、10ページ目に4つ丸があります。中段のところで連合会とか中央会でこういう業務を実施するという整理をしたところでございます。

3つ目の丸ですが、令和3年度からワクチン接種に係る費用の全国決済処理も行うということで、所要の規程の制定や予算措置の調整を今行っているところです。

また、先ほど説明申し上げました市町村の区域外で接種した際の支払い業務等につきまして、所要の規程の整備やシステム改修を2年度中に行うと、令和3年度には接種費用や事務処理に係る費用を算出すると、これらの予算措置等について、今、調整中でございます。今後、総会後にならざるを得ないわけですけれども、理事長の専決処分ということで対応させていただき予定としております。御理解をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

枠の外に「予防接種台帳の情報管理等に関する業務」についてということで、想定されているもの以外に効率的に連合会で処理できる部分がないのかという調査もしているところでございます。この辺は取りまとめさせていただきまして、可能な部分があれば対応させていただきたいということで状況の整理をしているところでございます。個別のシステムの整備等がちょっと難しいのかなというふうな話も聞いております。結果についてはまた文書でそれぞれお知らせしたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

コロナの関係で4項目め、最後になります11ページに資料が添付してございます。4月以降になりますけれども、受診率、1日当たりの診療費の資料を参考までに添付してございます。

前回の総会のとくも、最初のクラスターといひますか、5月とか6月、非常に受診率が下がった頃のお話もちよっと差し上げたところですが、ここの受診率を見ていただきますと、今年度5月のところで大きく受診率が落ち込んだことが分かります。そのときもお話を差し上げたかと思ひますけれども、このときは小児科ですとか耳鼻咽喉科、特定の科目について非常に受診率が下がったという状況でありました。その後、一定の受診率は回復してきましたが、また11月以降下がってきているという状況になっております。

1日当たり診療費につきましては、過去の平成30年とか令和元年と比べますと高いところに推移しているということが分かっていたかと思ひます。

表①と書いてございますが、公費番号28の請求状況ということで新型コロナウイルス感染症の入院・外来の保険請求件数の資料がつけてございます。県内でクラスターが発生しました7月以降、非常に増加していることが見てとれるという状況になっております。

コロナ関係についての御報告、状況につきましては以上でございます。

それから審査支払改革についてでございます。

12ページ以降に資料が添付してございますが、前回の総会でも相当詳しくお話をさせていただきましたので、今回は簡単に説明させていただきたいと思っております。

12ページの一番上の段落にアンダーラインが引いてございますが、審査支払機関の改革については、国保総合システムの刷新に大きな影響を及ぼすということですか、システム開発経費についても莫大になる可能性があるということ、毎回資料を提供させていただいているところでございます。

今現在の状況でございますが、12ページの一番下の丸のところでございます。令和2年9月から厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」が設置されまして、審議が進められております。この中で審査結果の不合理な差異の解消と支払基金と国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方、この大きな2つのテーマが話をされておりました令和2年度中には取りまとめを行うことになっております。

資料がこれ以降つけてございますが、簡単に説明させていただきたいと思っております。

13ページの左の下のほうから右のほうに向かって斜めにステップを上がっていくような、システムの将来的観点から目指すべき姿に向けて段階的に進めていくと、国保中央会ですか連合会全体としてこういう形での段階的な開発を想定しておりました。ただ、厚労省の在り方検討会の中では2031年度を目途にするのはいかにも遅過ぎるということもありまして、2024年度以降段階を踏むのではなくて真っすぐにといいますか、直ちに成果が上がるようなスケジュール感での対応を求められているところでございます。

14ページ以降、主な意見等が添付してございますが、そこはあともって見ていただければと思います。

17ページを少しだけ見ていただければと思います。

前回いろいろ細かくお話をさせていただいたんですけども、システムを大きな機能にくくって説明いたしますと、17ページのところで整合性の実現とか効率性の実現のくくりの中で、今回、医療機関から受付をする部分については支払基金と同じようなシステムを使うという前提で、全体のスケジュールを具体的な現実的な対応で考えていくべきだという方向で方針が整理されることになろうかと聞いているところです。

その辺を踏まえまして、具体的にどんなスケジュール感で、どの程度の負担が必要になるのかということも含めて、今、交渉ですとか理解を求める活動ですとか、具体的なシステムの開発の試算等をやっている最中でございます。またこのあたりがはっきりしましたら次回の総会に向けまして御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

5項目めでございますが、18ページでございます。

令和3年度の新規事業について、2つほど簡単に中身を説明させていただきたいと思っております。

まず最初、18ページの重複服薬者等対策事業についてでございます。



これは複数の医療機関等で診療を受けまして、たくさんのお薬を飲んでいる方に、服薬の全体を見てもらったほうがいいですよというお知らせをするという事業でございます。26の保険者が参加して実施を予定しております。

事業内容については、18ページの（3）のところに記載がございます。

一定基準に基づいて、重複服薬、多剤服薬に該当すると思われる対象者を、本会が持っておりますKDBですとか新医療費分析システムのデータやシステムを活用して情報を抽出する。その上ではがきに必要な情報を記載して対象者に送付するという事業でございます。

19ページ、20ページにはがきについてのイメージが参考として記載しております。

このお知らせを受けた被保険者が、このはがき等を持ってかかりつけや近所の薬局に行つて、複数機関でこんな薬をもらっているんだけどもどうだろうかという相談をしていたらということ考えている事業になっております。

次に21ページでございますが、特定健診及び長寿健診の受診促進へつなげる広報事業についてでございます。

これは国保連合会が単独というわけではなくて、保険者協議会のほうで令和3年度に新たな取組として事業を展開しようということで、今、調整がなされて、事業実施に向けて準備を進めている内容でございます。

保険者協議会についての資料が21ページに添付しております。

図が添付されていると思いますが、21ページの右のところにあります。医療関係者の協力も得て協議会を活用しながら、健康増進や医療費分析等を推進するというところで、医療関係者、その下に国保と書いてございます。あと後期高齢者医療広域連合や共済、健保組合、協会けんぽ、医療保険者全体でつくっている協議会になっております。

ここで問題意識の共有ですとか、それに基づく取組の推進を図るということで、今までは関係者の研修会などを実施していたんですけども、協議会の中で問題意識の共有を図った上で、取組として共同で実施できる事業はないだろうかという検討を進めまして、今回、コロナの関係もあるということで受診率低下が懸念されます特定健診ですとか長寿健診などについて、受診促進に向けた共同事業ということで広報活動を共同で実施するという取組をさせていただこうということでございます。

22ページに（3）のアで参考までに記載しておりますが、580万円という広報に要する全体事業について、この仕組みを活用して2分の1の国庫補助を頂き、あと被保険者数の割合でそれぞれ負担するというところで、600万円近い事業費について80万円程度の国保の負担で広報できるというメリットも生かしながら事業展開をしようという取組になっております。

23ページでございますが、会計検査院の实地検査による指摘等につきまして御報告でございます。

3項目ほどございます。

23ページの1の（1）でございますが、ヘルスサポート事業ということで本会に3名保健師等を配置して取組を進めておりますが、この保健師の人件費につきまして会計検査が入り

まして、兼務をしている業務について兼務状況に応じて案分して補助申請をするようにという指摘がなされているところでございます。

(2)でございますが、小規模保険者支援事業についてもまた同様な指摘でございます。レセプト点検の専門員が点検事業を行っているわけですが、それについても小規模保険者については補助対象になって補助金を申請しているわけですがけれども、兼務をしている職員については、その割合に応じた形で補助金を申請するようにという指摘がなされたところでございます。

この関係につきまして、今回、新たに議案のほうで、小規模保険者に対する手数料を新たに設けるということにも反映されているところでございます。

2番のところでございますが、国保連合会によるコンピュータチェックを活用したレセプト審査についてということで、国庫補助をもらいまして、先ほど申し上げたような全体としての審査や支払いをするコンピュータシステムを整備しているところでございますが、これが効率的に使われていないというふうな指摘がございました。

これにつきましては、24ページが一番下のポツのところでございますが、この指摘を受けて全国共通で使うような有効に活用できるシステムの整理をさせていただいたということで、会計検査院としても指摘が反映されたという整理がなされたところでございます。

このときの記事等については、参考までに25ページに添付してございます。あともってお目通しいただければと思っております。

長くなりましたが、国保連合会、国のほうでもデジタル化ですとか、特にマイナンバー等を活用したシステムを今後活用して、データヘルスということでデータを活用して効率的な保健事業などへの新たな取組が求められてきております。こういったことも反映しながら積極的な取組を進めていきたいと思っておりますので、どうか御理解を賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

#### (4) 議長選任

○南 総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は総会の都度議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。

[「理事長をお願いします」と呼ぶ者あり]

理事長にとの声がございましたので、理事長に議長をお願いしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○南 総務課長補佐 御賛同いただきましたので豊留理事長に議長をお願いいたします。

豊留理事長、議長席への御移動をお願いいたします。

[理事長豊留悦男君議長席に着く]

○豊留議長 それでは、早速でございますが議事の進行を務めさせていただきたいと思えます。円滑な議事運営ができますよう皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日御提案いたしております報告事項及び議決事項につきましては、事前に理事の

市町村の国保主管課長で構成されます幹事会で協議をし、また2月5日に開催いたしました理事会においてお諮りし、御審議いただいておりますことを申し添えておきます。

お手元に総会議案A3判の総括表及び財務諸表をお配りしてございます。

総括表につきましては、これまでの総会附議事項概要説明資料を今回見直したものでございます。

本日の総会は、報告事項3件、議決事項19件で議案書に沿って御審議いただきますが、議案の令和2年度各会計歳入歳出予算補正と令和3年度各会計歳入歳出予算につきましては、一部A3判の総括表により御審議いただくという方法で議事を進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 ありがとうございます。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できますよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願ひします。

#### (5) 議事録署名者指名

○豊留議長 次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 御異議がないようでございますので、徳之島町の高岡町長さん、南大隅町の森田町長さん、お二人を御指名申し上げます。よろしくお願ひします。

#### (6) 議 事

##### 報告事項

△報告第1号 令和2年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について

△報告第2号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

△報告第3号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

○豊留議長 早速審議に入ります。

まず、報告事項でございます。

報告第1号から第3号までは、専決処分された予算補正、弾力条項でありますので一括して審議することにしたいと思います。

差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 御異議がないようですので、報告第1号令和2年度一般会計歳入歳出予算補正についてから報告第3号弾力条項までを一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○坪内審査第一課兼第二課長 審査第一課兼第二課長の坪内でございます。よろしくお願ひ  
します。

A 4 の総会資料を御用意ください。

1 ページをお開きください。

報告第 1 号は令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正（2 回）についてでございます。

国民健康保険法第 86 条において準用する同法第 25 条第 2 項の規定に基づき専決処分させて  
いただきましたので、報告するものでございます。

3 ページをお開きください。

専決理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び新型  
新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業等における慰労金及び支援金の申請受付及び支払い  
に関する事務を県から受託したことから、所要の補正をしたものでございます。

5 ページをお開きください。

予算補正額は歳入歳出ともに 217 億 3,701 万 1,000 円でございます。

6 ページをお開きください。

歳入で県から受け入れ、7 ページの歳出で医療機関等への交付金と運用経費を支出するも  
のでございます。

9 ページをお開きください。

報告第 2 号は弾力条項の適用についてでございます。

令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算に、連合会規約第 47 条の 2 第 1 号の規  
定に基づき弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

11 ページをお開きください。

専決理由でございますが、診療報酬審査支払特別会計において、医療給付費等の返還金に  
伴う保険者間調整に係る請求額の増により受入金並びに支出金に予算不足が生じたため、所  
要の補正をさせていただいたものでございます。

13 ページをお開きください。

予算補正額は歳入歳出ともに 1,383 万円でございます。

14 ページをお開きください。

歳入で保険者から受け入れ、15 ページの歳出で振替先保険者へ支出するものでございま  
す。

17 ページをお開きください。

報告第 3 号は第 2 号と同様に弾力条項を適用させていただきましたので、報告するもので  
ございます。

19 ページをお開きください。

専決理由は第 2 号と同様でございます。

21 ページをお開きください。

予算補正額は歳入歳出ともに 897 万 5,000 円でございます。

22 ページをお開きください。

第2号と同様に、歳入で受け入れ、歳出で振替先保険者へ支出するものでございます。  
以上でございます。

○豊留議長 ただいまの説明について、御質疑等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊留議長 御質疑がないようでございます。

いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○豊留議長 ありがとうございます。

挙手多数でございます。

報告第1号から報告第3号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第1号 手数料規程の一部改正について

○豊留議長 次は、議決事項に入ります。

議案第1号手数料規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○成井審査管理課長 審査管理課長の成井でございます。よろしくお願いいたします。

25ページをお開きください。

議案第1号は手数料規程の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、レセプト点検事務共同事業について、小規模保険者に交付される補助金を反映させた手数料単価の新設、乳幼児医療給付事業の対象拡充に伴う名称の変更及び重複服薬者等対策事業の開始に伴う手数料を新設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

28ページをお開きください。

内容でございますが、レセプト点検事務共同事業手数料の単価を「小規模保険者」と「小規模保険者以外」に分けて新設し、第22号を「子ども医療給付費審査支払手数料」に名称を改め、別表第1中の下段の7項に「重複服薬者等対策事業手数料」を加えるものでございます。

附則、この規程は令和3年4月1日から施行し、令和3年4月の点検、審査又は処理に係る手数料から適用するものでございます。

以上でございます。

○豊留議長 ただいまの説明について、何か御質疑等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊留議長 御質疑等がないようでございます。

本案は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○豊留議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議案第1号は原案どおり決定することといたします。

△議案第2号 令和2年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について

△議案第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5回）について

△議案第4号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△議案第5号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第6号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第7号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第8号 財産の処分（令和2年度）について

○豊留議長 次の議案第2号から議案第8号までは令和2年度予算補正、財産の処分であり、一括して審議することとしたいと思います。差し支えないでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 御異議がないようでございます。

議案第2号令和2年度一般会計歳入歳出予算補正から議案第8号財産の処分（令和2年度）までの7件を一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立総務課長兼会計課長 総務課長兼会計課長の鉾立でございます。よろしくお願いいたします。

令和2年度予算補正につきましては、A3判横の令和2年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

A3判横の総括表、右上に1/3ページと記載のあります総括表を御準備ください。

議案第2号から議案第7号は、令和2年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第2号は一般会計でございます。

主旨でございますが、令和2年度の退職に伴う繰入金の増額及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小等による保険者等からの負担など諸収入を減額するため。また、会議・研修会の開催経費や旅費、更に、一般競争入札により安価となった国保かごしまの印刷経費の減少等により減額となる事業費及び予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため補正をしようとするもので、予算補正額は23万円でございます。

議案第3号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料を本会計に繰り入れるため。また、新型コロナウイルス感染症の影響による会議、研修会の開催経費や旅費等の審査委員会議費の減、オンライン請求システムのクラウド化に伴う導入経費等の減、契約の精査や入札結果等により安価となった国保総合システムの運用経費等の審査支払管理費や予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため補正をしようとするもので、予算補正額は1,377万6,000円の減額でございます。

議案第4号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、議案第3号と同様でございます。

予算補正額は2,950万8,000円の増額でございます。

議案第5号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診率向上共同事業への参加保険者が当初見込みの17保険者から4保険者へ大幅に減少したことに伴い、手数料収入とともに外部委託料及び研修会の中止等に伴う旅費を減額するため。また、保健師の募集はいたしましたが、新規採用がなかったこと等により減額とする人件費及び予備費に不用額が見込まれることから、各資産管理運用規程に基づき積立てを行うため補正をしようとするもので、予算補正額は5,641万円の減額でございます。

議案第6号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務の収納実績の伸びに伴い手数料を増額するとともに経費について諸支出金を増額するため。また、職員の勤務実績により減額する人件費及び予備費に不用額が見込まれることから、各資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため補正をしようとするもので、予算補正額は33万4,000円の増額でございます。

議案第7号は障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、障害介護給付費等の受給者の増加に伴い不足が生じる国保中央会負担金を増額するため。また、職員の勤務実績により減額する人件費及び予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため補正をしようとするもので、予算補正額は0円でございます。

それぞれの予算補正の歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

今年度の予算補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う不用額となったものが多いとあり、欄外の右下に記載しておりますが、旅費、会議等の不用で約900万円の減額となっております。

続きまして、総会議案にお戻りいただきまして総会議案の65ページをお開きください。

議案第8号は財産の処分（令和2年度）について承認を求めるものでございます。

積立ての種類は、退職給付引当資産、後期高齢者医療減価償却引当資産、特定健康診査減価償却引当資産で、お示しの処分額を備考欄にお示ししております理由で取り崩すものでございます。

以上でございます。

○豊留議長 ただいまの議案第2号から議案第8号までの説明について、御質疑等はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 御質疑等がないようでございます。

いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○豊留議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第2号から議案第8号はいずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第9号 令和3年度事業計画（案）について

△議案第10号 一時借入金について

△議案第11号 令和3年度一般会計歳入歳出予算について

△議案第12号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について

△議案第13号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

△議案第14号 令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について

△議案第15号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について

△議案第16号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

△議案第17号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

△議案第18号 財産の処分（令和3年度）について

○豊留議長 次は令和3年度予算関係になります。

議案第9号から議案第18号まではそれぞれ関連がございますので、一括して審議することにしたと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 御異議がないようですので、議案第9号令和3年度事業計画（案）についてから議案第18号財産の処分（令和3年度）についてまでの10件を一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願いたします。

67ページをお開きください。

議案第9号は令和3年度事業計画（案）についてでございます。

69ページをお開きください。



この基本方針は、国保の現状や将来像を見据えた令和3年度の保険者等への支援や本会の組織の在り方等に対する方針をお示ししております。

基本方針6行目、本会は保険者により設立された団体であり、その共同体としての役割と責任を認識し保険者支援に積極的に取り組み、保険者とともに事業状況の変化に随時対応することが求められている。

診療報酬等の審査支払業務をはじめ各種事業の積極的な実施により、保険者機能がより一層発揮できるよう、効率的かつ効果的な事業運営に貢献できることを目指し、以下の方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

1つ目の丸、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、受診控えなどにより診療報酬審査支払手数料の減収等の影響もあったが、本県では限定的なものであったことから3年度についても今年度並みの歳入を見込んでいる。また、会議や研修会の中止、事業の縮小などを余儀なくされた各種事業については、令和3年度もその影響が見込まれるが、新型コロナウイルス感染防止の観点から会議・研修会等については基本的にテレビ会議を活用することとし、その他の事業についても対策等の配慮を行うとともにそのことについての周知や広報など円滑な事業の推進に努める。

なお、国や県の行う臨時的な対策事業にも状況に応じて積極的に取り組むこととする。

2つ目の丸、本会をめぐると状況を十分に認識し、新たに策定した中期経営計画を基に10年後の将来像を意識し「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」を目指し、今後保険者とともに計画的な事業実施となるよう取り組むこととする。

こちらにつきましては、後ほど改めて御説明申し上げたいと存じます。

3つ目の丸、国が進めるデータヘルス改革においては、ビッグデータ活用への積極的な取組が求められていることから、本会では、KDBシステム、新医療費分析システムにより健診、医療、介護等の情報を連結させたデータの有効活用により、保険者機能の強化支援に努める。

ページをおめくりいただきまして、70ページでございます。

また、各保険者が主体的にデータ等を分析し、地域の健康課題等の把握、関係団体等との連携強化、効率的・効果的な政策の立案、展開する取組や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等に関する制度の横断的な取組に対してデータを活用した効果的に支援に積極的に取り組む。

4つ目の丸、平成29年に国保中央会と全国の国保連合会で策定しました「国保審査業務充実・高度化計画」に基づき、コンピュータチェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むことといたします。

第2の重点事項からは主たるものだけを説明してまいります。

審査支払関係につきましては、①ICTを活用した効果的なコンピュータチェックの拡充や精緻化に重点的に取り組み、審査支払業務をさらに充実・効率化するとともに全国共通の

コンピュータチェックルールを設定し、審査基準の統一化を図ります。

保険者支援関係につきましては、①保険者が行う医療費適正化対策事業への支援として、これまで嘱託職員保健師3人体制で保健事業計画策定や効果的な保健指導の実施などに取り組んでまいりましたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、令和6年度までに全市町村が実施することとされており、今後、本会保健師の役割は増大することから、令和3年度は嘱託保健師からの入れ替わりもごさいますが、正職員保健師3人を採用し保健師体制の充実を図ることとしております。

71ページ、③服薬に対する正しい知識の理解と行動変容を促すことを目的に、新たに「重複服薬者等対策事業」を実施いたします。

72ページをお開きください。

⑩県において市町村の意向等を踏まえながら進めておりました「市町村事務処理標準システム」の県クラウドについては、国からデジタルガバメント実行計画が令和2年12月に示されたことなどから現時点で方向性を決定することは難しいとし、これまでのシステム導入に係る検討部会等の決定事項は一度白紙に戻すとされたところでございます。ただし、今後の方向性を決定するまでの間「県単位でのクラウドとして推進し、クラウドの運営主体は国保連合会とする」ことにつきましては、引き続きの承認とされたことから、本会としましては情報収集に努め円滑なクラウド化を推進してまいります。

少し補足申し上げますと、市町村事務処理標準システム、こちらは自治体の国保業務に特化した厚生労働省が提供する標準システムであり、導入に係る経費については厚生労働省が期限付で補助することとして推進しているものでございます。

一方、昨年示された国のデジタルガバメント実行計画では、国保業務を含む自治体の17業務についてシステムの標準化を図るといった内容であり、鹿児島県においては県クラウドを構築後に国のシステムの標準化に移行した場合に二重投資になるのではないかと懸念から、このような取扱いになったものでございます。

次に、第3、実施事業、1、会務の運営につきましては、（1）本会の運営に関する事項から（3）業務継続計画までを行ってまいります。

73ページ、2、一般事業、（2）育成指導に関する事項につきましては、国保・保健担当職員の業務推進に資するため各種研修会を実施してまいります。

（3）広報活動に関する事項につきましては、ページをおめくりいただきまして74ページ、アからエの事業の推進を図ることとしています。

3、診療報酬審査支払事業につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る療養の給付等について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払いを行ってまいります。

そのため75ページの（1）審査の充実強化及び査定率の向上から、ページをおめくりいただきまして、下の77ページ、（8）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事業までを行ってまいります。

次に、4、介護保険事業につきましては（1）介護給付費等の審査支払業務の推進から、

ページをおめくりいただきまして78ページの（5）まで、5、障害者総合支援事業につきましては（1）障害介護給付費の審査支払業務等の運用から、下の79ページの（2）市町村等への支援を行ってまいります。

6、保険者事務共同事業による保険者支援につきましては（1）保険者事務電算共同処理事業に関する事項として、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を一元的に共同で処理し、経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し医療費適正化及び保健事業に活用し保険者支援につなげるため様々な取組を進めてまいります。

特に、イ、国保情報集約システムの運用によるオンライン資格確認に伴う医療保険者等向け中間サーバーへの資格情報の連携では、来月からマイナンバーカードを被保険者証として利用できる仕組みがスタートいたしますので円滑に進めてまいります。

ページをおめくりいただきまして80ページ、シでございます。4月から非課税世帯の高校生まで拡充される子ども医療給付事業にも対応してまいります。

81ページをご覧ください。

7、保健事業のための保険者支援につきましては、生活習慣病の発症予防及び重症化予防や介護予防の推進など、市町村の健康づくりを支援するため（1）医療費適正化に資するための支援につきましては、イ、生活習慣病対策支援事業ではブロック別研修会や個別に訪問しての支援、ページをおめくりいただきまして82ページのウから次の83ページのクまで、蓄積されたデータを活用した事業を展開してまいります。

ページをおめくりいただきまして84ページでございます。

9、適正な予算編成及び執行につきましては、2行目の中ほどから財政運営を明確化した上でさらなるコストの削減に努めてまいります。

次に85ページをご覧ください。

令和3年度予算額一覧でございます。

一般会計と6つの特別会計、18の勘定から成っております、今年度の当初予算との比較をお示ししてございます。

表の一番下、令和3年度の予算額の合計は6,705億3,030万2,000円で、当初予算の対前年度比は100.63%でございます。

ここで恐縮ではございますけれども、机上のほうに配付させていただいております中期経営計画を御覧いただきたいと存じます。

表紙をおめくりいただきまして中期経営計画策定の趣旨でございますが、「はじめに」のところの下から4行目、国民健康保険をはじめとする医療保険だけでなく社会保障制度を取り巻く情勢、環境の変化、国の政策や動向に適切に対応していくため、本会はこれから何をなすべきか、どのように変わっていくべきかを念頭に、長期的な取組が必要な課題、方向性も明らかにし、計画的な取組を進めるため令和3年度から令和5年度までの計画を策定したものでございます。

次のページの目次を御覧ください。

第1章では保険者・国保連合会を取り巻く情勢、第2章では本会の10年後の目指す方向、

第3章では基本方針、第4章では具体的取組、第5章で評価を記載しております。

12ページをお開きください。

10年後の将来像としてお示ししてございますが、情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織を目指すとしていただいております。

この10年後の将来像を実現するために、当面の3年間においては、ここにお示しの4つの基本方針、(1) データ・ノウハウを活用した保険者支援等の充実、(2) 業務の高度化・効率化の実現、(3) 情勢の変化に対応した事業の実施・組織体制、(4) 事業環境の変化に柔軟に対応できる人材の育成を掲げてございます。

15ページ以降につきましては、3年間の目標を掲げてその達成のための具体的な取組を掲載していただいております。

この計画に基づきまして、保険者等の理解を得ながらより一層の信頼の下、取り組んでまいり所存でございます。

ここまで令和3年度事業計画(案)について御説明申し上げましたが、本会といたしましては、保険者における国保の被保険者の減少や高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、医療や介護に係る財政状況は一段と厳しい状況が想定されることから、これらの状況を的確に捉えて対応してまいりたいと考えております。

なお、御負担いただいております負担金、手数料につきましては、今年度から見直しをさせていただきますが、令和4年度までの3年間は据え置くこととさせていただきますので、申し添えさせていただきます。

○鉾立総務課長兼会計課長 総会議案にお戻りいただきまして、87ページをお開きください。

議案第10号は一時借入金についてでございます。

令和3年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借入れは診療報酬等の融資資金で、借入限度額は20億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は一括償還でございます。

続きまして令和3年度歳入歳出予算につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

A3判横の総括表右上に2/3ページと記載の令和3年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。

議案第11号から議案第17号まで令和3年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第11号は一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和3年度の予算額は3億1,841万4,000円で、前年度と比較しまして1,779万5,000円の増額でございます。

主な増額の要因は支出の主な増減理由欄に記載しておりますが、保健師正職員雇用に伴う人件費などでございます。

議案第12号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

令和3年度予算額は11億2,026万6,000円で、前年度と比較しまして4,799万1,000円の増額でございます。

主な増額の要因は重複服薬者等対策事業に係る費用などでございます。

議案第13号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

令和3年度予算額は7億1,963万8,000円で、前年度と比較しまして101万5,000円の増額でございます。

主な増額の要因は口腔検診事業支出金などでございます。

議案第15号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

令和3年度予算額は1億4,434万6,000円で、前年度と比較しまして348万9,000円の減額でございます。

主な減額の要因は特定健診受診率向上共同事業受託予定保険者数の減少に伴うものなどでございます。

議案第16号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

令和3年度予算額は3億3,566万4,000円で、前年度と比較しまして260万7,000円の増額でございます。

主な増額の要因は法改正や報酬改定に伴うシステム改修経費などでございます。

議案第17号は障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

令和3年度予算額は9,858万円で、前年度と比較しまして836万3,000円の増額でございます。

主な増額の要因は法改正や報酬改定に伴うシステム改修経費などでございます。

合計欄、業務勘定予算額合計27億3,690万8,000円でございます。

収入の主な増減理由欄には主な収入及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には主な支出及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

1枚おめくりいただきまして3/3ページでございます。

次の予算総括表は支払勘定でございます。

議案第12号から議案第17号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者又は公費実施主体である国、県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス

事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、中ほどにあります議案第14号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

令和3年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定、通過勘定の予算額合計は、6,677億9,339万4,000円でございます。

1枚おめくりいただきましてA4判の資料でございます。

これは令和3年度予算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要で、先ほどの2/3ページにありました業務勘定の総括でございます。

一般会計とそれぞれの業務勘定は本会の事業を実施・運営していくためのもので、医療機関等へそのまま流れる経費等の約6億円を除きますと、実質の運営予算は21億2,089万3,000円となっており、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

下のほうには実質の運営予算の内訳を歳入・歳出、円グラフでお示ししております。

左側、歳入の財源としまして、負担金、手数料が全体の約70%を占めております。

右側、歳出では人件費が34.8%を、システム関連費が15.7%を占めております。

また、お手元にA4判縦の右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしております。

これは令和3年度収支予算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での予算について説明しておりますが、厚生労働省の通知により参考資料として複式簿記での収支予算書をお配りしております。

また、この最後のページには簡略版をお示ししております。

続きまして、総会議案にお戻りいただきまして209ページをお開きください。

議案第18号は財産の処分（令和3年度）について承認を求めるものでございます。

積立金の種類の一般会計積立資産、退職給付引当資産はお示しの処分額を、定期預金で運用した利息を一般会計へ繰り入れるため取り崩すものでございます。

3番目の国民健康保険から障害者総合支援法の各財政調整基金積立資産の処分につきましては、各積立資産の洗い替えのため積立額をそれぞれ全額取り崩すものでございます。

210ページをお開きください。

一般会計減価償却引当資産から障害者総合支援法減価償却引当資産までの各減価償却引当資産は、備考欄にお示しの固定資産取得に係る経費に充てるため取り崩すもので、6段目の特定健診ICT積立資産から障害者総合支援法ICT積立資産までは、各積立資産の洗い替えのため積立額をそれぞれ全額取り崩すものでございます。

以上でございます。

○豊留議長 ただいまの議案第9号から議案第18号までの説明について、御質疑等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊留議長 御質疑がないようでございますので、いずれも原案どおり決定することとして

よろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○豊留議長 ありがとうございます。

挙手多数でございます。

議案第9号から議案第18号はいずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第19号 役員の補欠選出について

○豊留議長 次に議案第19号役員の補欠選出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立総務課長兼会計課長 211ページでございます。

議案第19号は役員の補欠選出についてでございます。

連合会理事が欠員となっているため、連合会規約第25条第2項の規定により選任をお願いするものでございます。

選任する役員、人員につきましては、理事お一人でございます。

理事の選任でございますが、市長会から推薦をいただいております。

役職名、氏名につきましては、伊佐市の橋本欣也市長さんでございます。

任期は令和3年第1回通常総会終結のときから令和3年第2回通常総会終結のときまででございます。

以上でございます。

○豊留議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 御質疑がないようでございます。

本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○豊留議長 ありがとうございます。

挙手多数でございます。

議案第19号は原案どおり決定することといたします。

以上で、予定された理事会の議案について終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○豊留議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

○南 総務課長補佐 豊留理事長、ありがとうございました。

## (7) 閉 会

○南 総務課長補佐 それでは、閉会に当たりまして本会の久木田常務理事が挨拶を申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 本日、提案をいたしました議案等につきまして、それぞれ承認・可決をいただきまして誠にありがとうございます。

令和3年度事業計画に基づきまして、着実・円滑な事業の実施に努めてまいります。

また、令和3年度から5年度に係る中期経営計画を新たに策定いたしました。

大きな変化が求められているとの認識の下、中長期的なものも含めて本会の課題を明確にし、変化する保険者の皆様の状況やニーズに対応し、各事業に効率的・効果的に取り組めるよう改革を進めてまいります。

皆様のニーズの把握のために今後さらに御意見等を伺うこともあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。

医療保険制度のデジタル化として、マイナンバーカードを使い患者さんの最新の保険者資格をその場で確認できるオンライン資格確認制度が本年3月からスタート予定でございます。この仕組みを活用したデータヘルス改革の様々な取組が始まることとなっております。

本会といたしましては、これまで以上に県や市町村など関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の保険者の皆様方の負託に応えるべく役職員一体となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○南 総務課長補佐 以上をもちまして、令和3年第1回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時52分閉会



令和3年 第1回 通常総会 出席簿

令和3年2月25日(木)

	氏名	出席			欠席	備考 (代理出席 予定者)		氏名	出席			欠席	備考 (代理出席 予定者)
		本人	代理	委任状					委任状	本人	代理		
鹿児島市	下鶴 隆央		○	○			南種子町	小園 裕康		○	○		
鹿屋市	中西 茂				○		三島村	大山 辰夫	○				
枕崎市	前田 祝成				○		十島村	肥後 正司				○	
阿久根市	西平 良将	○					大和村	伊集院 幼				○	
奄美市	朝山 毅				○		宇検村	元山 公知				○	
出水市	椎木 伸一				○		瀬戸内町	鎌田 愛人				○	
伊佐市	橋本 欣也	○					龍郷町	竹田 泰典				○	
指宿市	豊留 悦男	○					喜界町	隈崎 悦男		○	○		
西之表市	八板 俊輔		○	○			徳之島町	高岡 秀規	○				
垂水市	尾脇 雅弥				○		天城町	森田 弘光		○	○		
薩摩川内市	田中 良二		○	○			伊仙町	大久保 明				○	
日置市	宮路 高光				○		和泊町	伊地知 実利				○	
曾於市	五位塚 剛				○		知名町	今井 力夫				○	
いちき串木野市	田畑 誠一	○					与論町	山 元宗				○	
南さつま市	本坊 輝雄		○	○			さつま町	日高 政勝				○	
霧島市	中重 真一				○		湧水町	池上 滝一	○				
志布志市	下平 晴行				○		錦江町	木場 一昭	○				
南九州市	塗木 弘幸		○	○			南大隅町	森田 俊彦	○				
始良市	湯元 敏浩		○	○			肝付町	永野 和行		○	○		
長島町	川添 健	○					屋久島町	荒木 耕治		○	○		
大崎町	東 靖弘		○	○			医師国保 組合	池田 兼哉				○	
東串良町	宮原 順	○					歯科医師 組合	伊地知 博史				○	
中種子町	田淵川 寿広				○		鹿児島県	塩田 康一		○	○		
小計		6	7		10		小計		5	6		12	
							合計		11名	13名		22名	有効な委任 状：5名

※出席者29名(うち委任状による出席 5名)